

判決年月日	平成２６年１２月２４日	担当部	知的財産高等裁判所 第２部
事件番号	平成２６年（行ケ）第１００９５号		
○名称を「果菜自動選別送り出し方法及び果菜自動選別送り出し装置」とする特許発明（特許５２５５０４７号）に係る特許無効審判請求を不成立とした審決の取消訴訟において、審決の進歩性判断に誤りがあるとして、審決を取り消した事案。			

（関連条文） 特許法29条2項

（関連する権利番号等）無効2013-800103号，特開平3-256814号公報，特開平11-286328号公報

1 事案の概要

本件は，特許無効審判請求を不成立とする審決の取消訴訟である。争点は，進歩性の有無である。

2 審決の判断

審決は，甲1発明（特開平3-256814号公報）の搬送対象は，傷付きやすく，傷みやすく，形状，大きさが一つずつ異なる「キューイK」（果菜）であり，甲2発明（特開平11-286328号公報）の搬送対象は「搬送物P」（薄物や不定形品などの小物類，例えばビン，缶）であるから，技術分野，搬送対象及び解決課題を異にしており，甲1発明に甲2発明を適用する動機付けはないとし，かえって，甲2発明の移送シートは，果菜が転がる可能性があるから，甲1発明に甲2発明を適用することには阻害要因があるとした。また，仮に，両者を組み合わせることができたとしても，「物品載置部」を計測部との関係において復回転（戻り回転）方向に移動させる理由がない点で，相違点1-2に係る本件発明1の発明特定事項，相違点2-2に係る本件発明3の発明特定事項である構成を導き出すことはできないとした。

3 当裁判所の判断

(1) 相違点に係る構成について

本件発明の明細書において，『果菜載置部』の構成に係る記載はなく，『果菜載置部』に窪み等があるかどうかは，発明特定事項ではない。そうすると，『果菜載置部』とは，果菜キャリアの搬送ベルトの上側の一部にある，果菜を載せ置く部分という程度の意味合いと理解できる。」「計測部に関する本件明細書の記載を見ても，・・・計測部の位置と果菜載置部との位置関係を上記以上に特定する記載は存しない。」「本件発明における復回転は，『計測部』との関係で，計測部における計測精度を高める位置にそろえるような位置関係まで復動するというものではなく（そのことを開示する記載及び図面もない。），往回転によって送り出した搬送ベルトを，送り出した分だけ復回転することによって，元々あった搬送ベルトの位置，すなわち，果菜が載置されて往回転する前の状態に戻すことを指すものと認められる。そうすると，果菜載置部が搬送方向に1列又は略1列に並ぶという効果は，往回転によって送り出した搬送ベルトを，送り出した分だけ復回転することによって，元々あった搬送ベルトの位置，すなわち，果菜が載置されて往回転する前の状態に戻すとの結果によって得られるものにすぎないというべきである。」

「本件発明1及び3の相違点に係る構成は，搬送ベルトの回転動作は『往復回転可能』であり，前記のとおり，計測部との位置関係を特に限定していないことからすれば，甲1発明において，甲2発明の搬送ユニットを適用したものは，往復回転可能な搬送ベルトを備え，『果菜載置部』が，往回転及び復回転（戻り回転）方向に移動するものとなり，結局，相違点1-2及び2-2に係る構成を備えるものと認められる。」

(2) 甲1発明に甲2発明を組み合わせる動機付けについて

「甲１発明は、上記のとおり、キューイ等の果菜を選別する方法及び装置に関するものであり、また、甲２発明は、上記のとおり、薄物や不定形品などの小物類を自動的に仕分ける方法及び装置に関するものであるから、甲１発明と甲２発明とは、物品を選別・搬送する方法及び装置に関する技術として共通しているといえる。」「また、両者が搬送する物品は、甲１発明では、キューイ等の果菜であるのに対して、甲２発明では、薄物や不定形品などの小物類であるから、物品の大きさや性状に大きな相違はない。」

「甲１発明は、前記のとおり、キューイを転動させて受けボックス内に整列させると、受けボックスの下流側内壁面にキューイが当接したり、キューイの相互接触により、キューイの外周面に打ち傷や擦り傷が付いたりすることがあり、キューイの商品価値が損なわれるという問題点を解決するために、コンベアの搬送面上に形成した果菜載置部に果菜物を個々に載置し、果菜物を所定間隔に離間した姿勢に保持して搬送することで、搬送中における果菜物の接触及び衝突を防止することとしたものであるところ、搬送物を選別振り分けする際に、搬送物が壁等の設備に衝突することを防止したり、搬送物同士の相互接触を防止したりするという課題は、ボックス内に整列させる際のみならず、選別・搬送の全過程を通じて内在」しており、傾動させて搬送品を搬送方向側方に送り出すには、ある程度の落下による衝撃、あるいは、接触時に衝撃が生じ、搬送品に損傷や破損の生じるおそれがあることは、・・・その構成自体から明らかな周知の課題であり、」「従来の傾動可能なトレイを備えた方式の場合は、搬送物同士の衝合による損傷や破損の生じるおそれがあり、破損しやすい搬送物の搬送には不向きであるという課題を解決する」甲２発明と甲１発明とは、「課題としての共通性もある。」

さらに、「甲１発明は、ターンテーブル方式による従来例について、水平面であることによって円筒物が転動して落下するという問題を指摘しており、搬送物によっては、転がりやすいものもその射程に置いているものである」ことや、「甲２に示されるように、果菜選別装置に関する従来例において、傾倒式の容器が用いられていたものであることに照らすと、果菜と破損しやすい小物類との間で傷付きやすさにおいて、さほどの相違があるとはいえないことなどから、被告指摘の阻害要因は認められない。

「以上のとおり、甲１発明１に甲２発明１を適用し、本件発明１に係る相違点１－２の構成とすること、及び、甲１発明２に甲２発明２を適用し、本件発明３に係る相違点２－２に係る構成とすることは、当業者が容易に想到し得たことであるから、この点についての審決の進歩性判断には誤りがある。」